

事業者の皆さまへ

支払先口座は、契約の都度、契約書等に記載していただいておりますが、履行期間が令和8年4月1日以降のものについてはそれを廃止し、下記のとおりとしますので、よろしくお願いいたします。

記

1 当会社からの支払いは、当会社に登録されている口座とします。

既に当会社と取引がある方は、直近の支払口座や代表者名等(以下、「債権者情報」という。)が登録されていますので、あらためて登録する必要はありません。

2 債権者情報の新規及び変更の登録については、「債権者登録(口座振込)依頼書」に必要事項を記載のうえ、取引のある部署(複数ある場合は、いずれかの部署)へ提出してください。

※ 2年間支払いがない場合は、登録が抹消されることをご了承ください。

3 請求書に記載してある口座と、当会社に登録されている口座が異なる場合は、皆さまに確認することなく登録されている口座に支払います。

一般財団法人広島市都市整備公社
経営管理部経営管理課財務係